

# 階上町職員の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

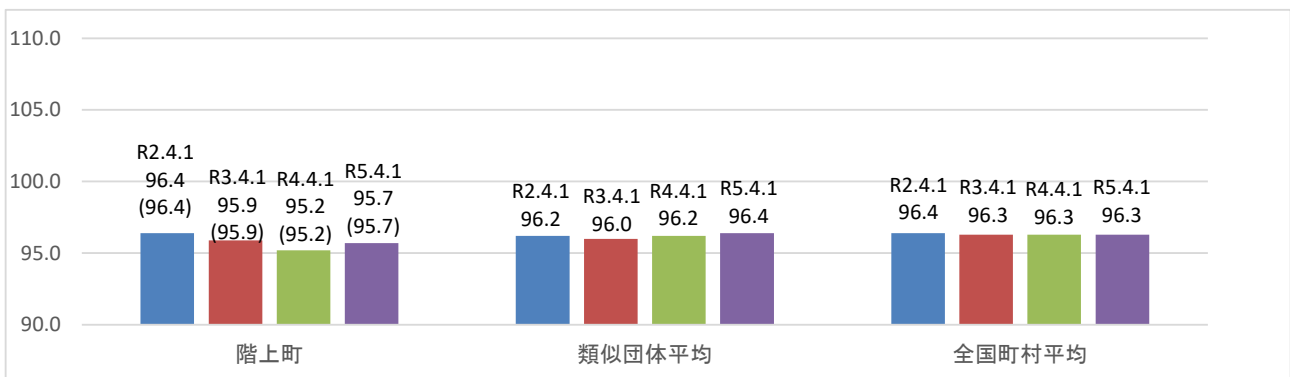
区分	住民基本台帳人口 (R6.1.1)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和5年度	12,737	6,048,390	317,720	815,003	13.5	13.1

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 1人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和5年度	89	310,723	52,129	120,012	482,864	5,425

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ①給料表の見直し → 実施  
 (改定実施時期) 平成27年4月1日  
 (内容) 給料表については、青森県人事委員会勧告を踏まえ、平均2%引下げ実施。激変緩和のため、4年間(平成31年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
- ②その他の見直し → 地域手当及び管理職員特別勤務手当の支給は無し。

### (5) 特記事項

行財政改革の一環として、特別職の給与を削減中。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
階上町	40.7 歳	299,263 円	344,486 円	320,511 円
青森県	42.6 歳	312,300 円	372,905 円	340,471 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当等の手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

### (2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	階上町	青森県	国
一般行政職	大学卒	202,400 円	196,200 円
	高校卒	170,900 円	166,600 円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	経験年数 7～10年	経験年数10～15年	経験年数15～20年
一般行政職	大学卒	243,462 円	302,582 円
	高校卒	209,300 円	277,100 円

(注) それぞれの経験年数に該当する職員の平均額である。該当する職員がいない場合は「—」となっている。

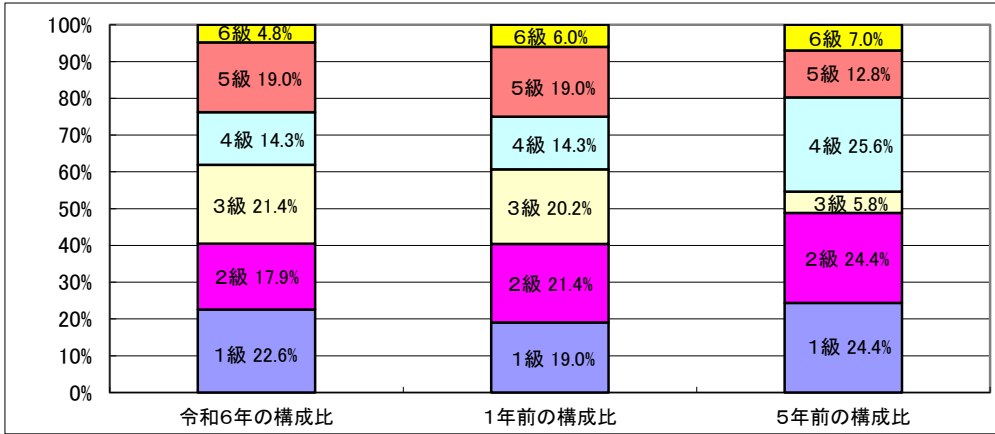
## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6 級	参事	4 人	4.8 %	323,100 円	411,300 円
5 級	課長、副参事	16 人	19.0 %	295,400 円	394,000 円
4 級	総括主幹、主幹	12 人	14.3 %	271,600 円	385,200 円
3 級	主査	18 人	21.4 %	240,900 円	351,000 円
2 級	主事	15 人	17.9 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事	19 人	22.6 %	162,100 円	249,400 円

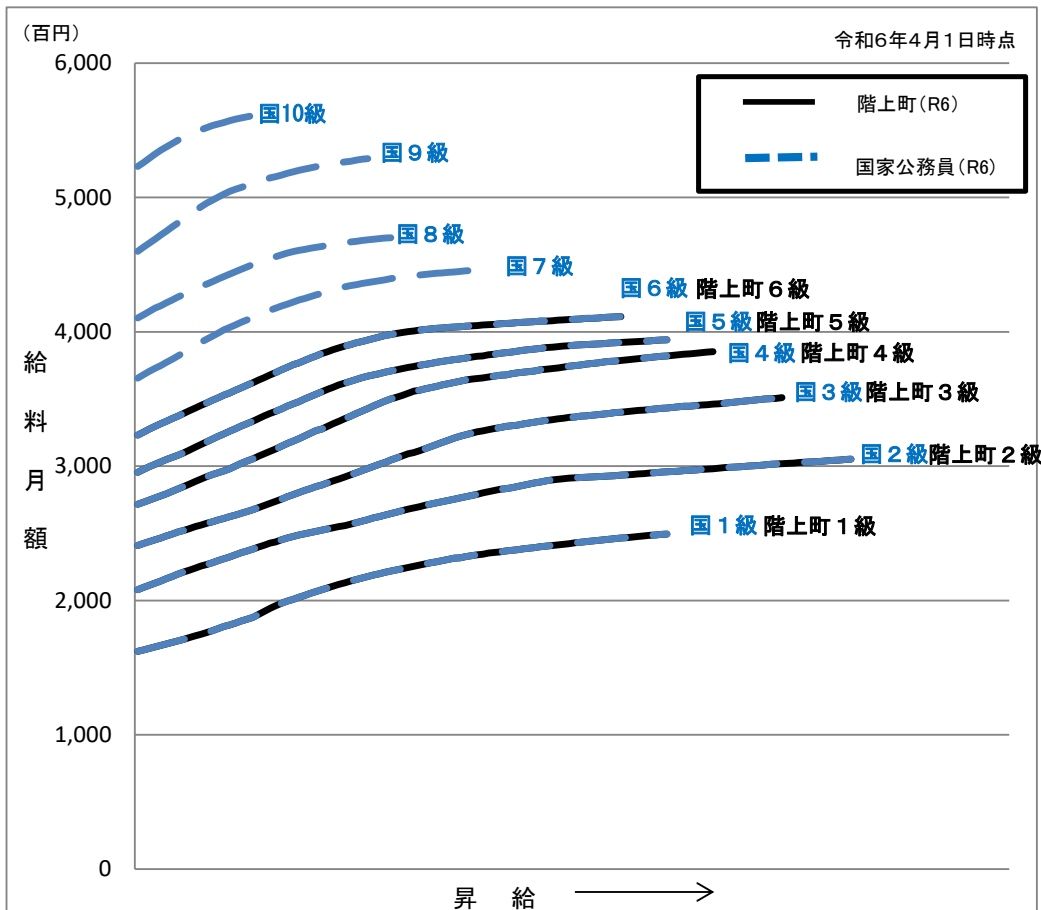
(注) 1 階上町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表



(3) 昇給への人事評価の活用状況 (階上町)

令和5年4月2日から令和6年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ (一律)			○		○
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

階上町	青森県	国
1人当たり平均支給年額<令和5年度> 1,400 千円	1人当たり平均支給年額<令和5年度> 1,657 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 1.95 月分 (1.375)月分 (0.925)月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5~20% ・管理職加算10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（階上町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

階上町			国		
【基本額】 (支給率) 自己都合 応募認定・定年			【基本額】 (支給率) 自己都合 応募認定・定年		
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
■その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算) (退職時特別昇給 制度なし)			■その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2~45%加算)		
■1人当たり平均支給額 6,790千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当、特殊勤務手当・・・支給制度なし

##### (4) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	20,181 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	212 千円
支給実績（令和5年度決算）	24,585 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	264 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職等除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者や子どもなどを扶養している職員に対し支給。配偶者、父母等6,500円 子10,000円 16～22歳の子1人につき5,000円加算	同	-	9,149 千円	234,600 円
住居手当	住宅を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し支給。最高限度額27,000円 ※持家の場合支給なし	異	国の制度：借家での最高限度額28,000円	6,001 千円	222,258 円
通勤手当	自動車等を使用して通勤している職員に対し支給 (片道2km以上)。距離に応じて2,000～31,600円	同	-	6,355 千円	71,399 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に対し支給。総務課長及び総合政策課長35,000円、その他の課長30,000円	異	支給単価	4,080 千円	370,909 円
寒冷地手当	11月から翌年3月までの各月に寒冷地に勤務する職員に対し支給。世帯区分に応じて8,200～19,800円	同	-	5,732 千円	59,088 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	691,200	(768,000)	円
	副 町 長	548,100	(609,000)	円
	教 育 長	504,900	(561,000)	円
報 酬	議 長	284,000		円
	副 議 長	241,000		円
	議 員	226,000		円
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)		
	副 町 長	3.25	月分	
期 末 手 当	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	3.25	月分	
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	退職日給料月額×在職月数×45.5/100	16,773,120円	任期毎
	教 育 長	退職日給料月額×在職月数×22.5/100	4,544,100円	任期毎

(注) 1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合(教育長は3年=36月)における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

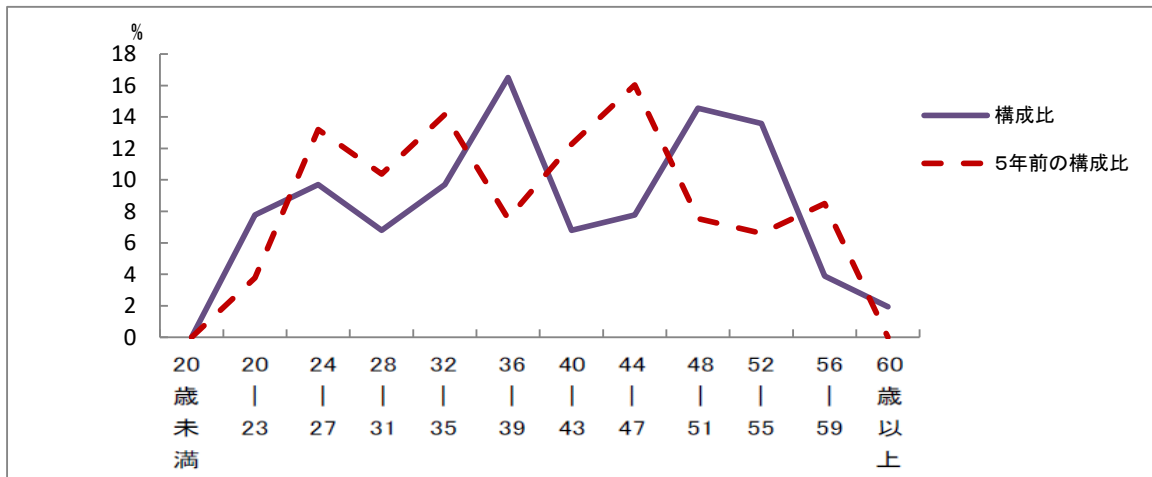
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門		区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	配置調整に伴う増
		総務	27	30	3	
		税務	8	8	0	
		民生	9	9	0	
		衛生	7	7	0	
労働		0	0	0		
農林水産		9	9	0		
商工		4	3	△1		
土木	6	5	△1			
	小計	72	73	1	<参考>人口1万人当たり職員数 57.31人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 89.00人)	
	教育部門	17	15	△2	配置調整に伴う減	
	小計	89	88	△1	<参考>人口1万人当たり職員数 69.09人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 107.03人)	
公営企業等会計部門		病院	0	0	0	
		下水道	3	3	0	
		その他	12	12	0	
	小計	15	15	0		
合計			104 [ 128 ]	103 [ 128 ]	△1 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 80.87人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。  
 3 類似団体の人口1万人当たり職員数は、令和6年3月31日現在の職員数である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	8人	10人	7人	10人	17人	7人	8人	15人	14人	4人	2人	103人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	76	76	74	75	72	73	1 (1.3%)
教育	14	14	15	16	17	15	△2 (△14.3%)
普通会計計	90	90	89	91	89	88	△1 (△1.1%)
公営企業等会計計	16	16	16	15	15	15	0 (0.0%)
総合計	106	106	105	106	104	103	△1 (△.9%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。